

令和4年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額(円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|-----------------------|-------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------------------------|---|-------------------------|----|
| 1 | 土木部 技術管理課 | 令和4年度岡山県建設工事に係る設計図書作成業務 | 令和4年4月1日 | (公財)岡山県建設技術センター 岡山市北区首部294-7 | 261,745,000 | 本業務委託は建設工事の発注設計図書作成という公共性の高い業務であり、公共土木工事における施工計画・積算・監督・検査等の豊富な行政経験や、行政情報等において高度な守秘性と公平中立性が求められる業務であり、当該法人が本業務を確実に履行できる唯一の団体であるため。 | 第2号 | |
| 2 | 土木部 技術管理課 | 令和4年度工事監督・検査補助業務 | 令和4年4月1日 | (公財)岡山県建設技術センター 岡山市北区首部294-7 | 41,173,000 | 本業務委託は県発注工事に係る監督・検査体制の充実、工事の品質確保及び施工の適正化を図るため、監督・検査の補助業務を行うものである。当該法人は、必要な知識と経験を有し、請負業者との利害関係がない公正・中立な機関への発注が必要であることから、当該法人がその業務の執行が可能である唯一の団体であるため。 | 第2号 | |
| 3 | 土木部 河川課 | 二級河川里見川水系河川整備計画検討業務 | 令和4年4月28日 | 日本工営(株)岡山事務所 岡山市北区昭和町11-5 | 15,895,000 | 里見川水系では、平成30年7月豪雨により里見川の一部で溢水が発生し、新川では内水被害が発生するなど、家屋浸水被害が発生した。再度災害を防止するため、早急に河川整備計画を策定し、対策事業を実施する必要がある。 左記業者は、平成30年7月豪雨から昨年度までに里見川水系における河川整備計画策定に係る検討業務を全て受託し、各種解析に必要な計算モデルを構築しており、短期間で適切な業務実施ができる唯一の業者であることから、随意契約を締結するものである。 | 第2号 | |
| 4 | 備前県民局建設部 工務第一課 | 公共 河川工事(護岸詳細設計) | 令和4年4月1日 | (株)エイト日本技術開発中国支社 岡山市北区津島京町3-1-21 | 3,300,000 | 本業務箇所は、過年度、当該業者が護岸詳細設計を実施した区間であり、当初は倉敷川支川のポンプ施設を機能回復するのみとしていたが、平成30年度豪雨を機に岡山市が現在、内水排除ポンプの能力向上検討をしており、同社が受注している。その施工計画に基づき、合併施行の基本協定を行うこととしている。 現在築堤完成区間があり、残区間においては進入路や施工ヤードが狭く、河川改修工事とポンプ設備の設置を行うには、段階施行と仮施行の再検討が必要となった。本業務は、これまで履行された設計内容を踏まえて計画するものであり、上記業者以外に履行させることが不利であるため | 第6号 | |
| 5 | 備前県民局建設部 工務第一課 | 公共 河川工事(仮設物管理) | 令和4年4月1日 | (株)竹内組 岡山市北区矢坂西町6-5 | 13,530,000 | 本業務は、仮設橋を継続して使用するため、設置期間中の管理を委託するものであるが、仮設橋設置業者以外に委託することは、既発注の仮設橋設置工事および管理委託業務との諸経費調整が行えないため設計金額が高額になり、競争入札に付することが不利と認められるため | 第6号 | |
| 6 | 備前県民局建設部 河川激甚災害対策班 | 公共 河川激特工事(芳野橋仮設橋管理委託業務) | 令和4年4月1日 | (株)藤原組 岡山市東区瀬戸町瀬戸62-5 | 23,848,000 | 本業務は、仮設橋を継続して使用するため、設置期間中の管理を委託するものであるが、仮設橋設置業者以外に委託することは、既発注の仮設橋設置工事および管理委託業務との諸経費調整が行えないため設計金額が高額になり、競争入札に付することが不利と認められるため | 第6号 | |
| 7 | 備前県民局建設部 河川激甚災害対策班 | 公共 河川激特工事(坂本橋仮設橋管理委託業務) | 令和4年4月1日 | (株)村上興業 岡山市東区沼1415-1 | 14,212,000 | 本業務は、仮設橋を継続して使用するため、設置期間中の管理を委託するものであるが、仮設橋設置業者以外に委託することは、既発注の仮設橋設置工事および管理委託業務との諸経費調整が行えないため設計金額が高額になり、競争入札に付することが不利と認められるため | 第6号 | |

令和4年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の 名称及び所在地 | 契約金額(円) 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号 | 備 考 |
|-----|-------------------------|--------------------------------------|-----------|--|-----------------------------------|--|---|-----|
| 8 | 備前県民局建設部 旭川ダム統合管理事務所 | 公共 河川工事(降雨・ 流入予測システム改良業 務) | 令和4年3月22日 | (一財)日本気象協会 関西支社 大阪府大阪市中央区南船場2-3- 2 | 9,328,000 | 本業務は、平成25年度に構築した流入予測システムについて、降雨予測 の新たなモデル・手法の導入に加え、流出予測の最適化を行い誤差の低減を 図ることでより効果的な洪水調節を可能とするシステムを開発するもので ある。 次期出水期に向けて早期にシステムを改良する必要があり、また、当該シ ステムを熟知していることが求められるため、システムの構築、サーバの管 理運用を行っている者が対応すべきであり、契約の性質又は目的が、競争入 札に適さないため。 | 第 2 号 | |
| 9 | 備前県民局建設部 旭川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム施設管理委託 (河平ダム多重無線設備 点検) | 令和4年4月1日 | 日本電気(株) 岡山支店 岡山市北区下石井2-2-5 | 1,529,000 | 当該設備は、適正なダム管理をする上で重要な設備であり、岡山県防災情 報ネットワークに接続して運用されているが、当該業者による独自規格及び 機器で構成されており、本件業務を円滑かつ確実に履行することができる のは当該業者のみであり、契約の性質又は目的が、競争入札に適さないため。 | 第 2 号 | |
| 10 | 備前県民局建設部 旭川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム施設管理委託 (旭川ダム管理用制御処 理設備点検) | 令和4年4月1日 | 富士通Japan(株) 広島支社 広島県広島市中区紙屋町1-2-2 2 | 1,760,000 | 当該設備は、適正にダム管理をする上で重要な設備であるが、システム のプログラムは設置した当該業者が独自に開発した特殊性を有し、本件業務 を円滑かつ確実に履行することができるのは当該業者のみであり、契約の性質 又は目的が、競争入札に適さないため。 | 第 2 号 | |
| 11 | 備前県民局建設部 旭川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム施設管理委託 (竹谷ダム管理用制御処 理設備点検) | 令和4年4月1日 | 富士通ネットワークソリューシ ョンズ(株) 中国事業所 広島県広島市中区紙屋町1-2-2 2 | 1,320,000 | 本件業務は、竹谷ダムに設置されているダム管理用制御処理設備の保守点 検を行うものであるが、システムのプログラムは設置したメーカーが独自に 開発した特殊なものであるため、本業務を円滑かつ確実に履行することができ るのは、メーカーの子会社であり、保守点検業務を担っている当該業者のみ であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 | 第 2 号 | |
| 12 | 備前県民局建設部 旭川ダム統合管理事務所 | 単県 ダム施設管理委託 (河平ダム管理用制御処 理設備点検) | 令和4年4月1日 | パナソニックシステムソリューシ ョンズジャパン(株) 西日本社 大阪府大阪市淀川区宮原4-5-4 1 | 1,045,000 | 本件業務は、竹谷ダムに設置されているダム管理用制御処理設備の保守点 検を行うものであるが、システムのプログラムは設置したメーカーが独自に 開発した特殊なものであるため、本業務を円滑かつ確実に履行することができ るのは、メーカーの子会社であり、保守点検業務を担っている当該業者のみ であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 | 第 2 号 | |
| 13 | 備前県民局建設部 檜井ダム管理事務所 | 9-1 ダム施設管理 (ダム管理設備保守点 検) | 令和4年4月1日 | パナソニックシステムソリューシ ョンズジャパン(株) 西日本社 大阪府大阪市淀川区宮原 4-5-4 1 | 1,375,000 | 檜井ダムのダム管理設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測や演 算処理、堤体や周辺状況の確認、警報制御等を行う必要不可欠な設備であ り、常に正常な状態に維持する必要がある。また、本設備は開発メーカー 独自のコンピュータープログラムにより設計が大きく異なる特殊性を有するた め、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができ るのは、本設備の施工業者であるパナソニックシステムソリューシ ョンズ ジャパン(株)西日本社唯一であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しな いため。 | 第 2 号 | |

令和4年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額(円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|-----------------------|----------------|----------|--|-------------------------------|---|-------------------------|----|
| 14 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 管理用制御処理設備点検業務 | 令和4年4月1日 | 富士通ネットワークソリューションズ(株)中国事業所 広島県広島市中区紙屋町1-2-22 | 4,290,000 | 河本ダムのダム管理用制御処理設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行うために必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。 なお、本設備はダム管理上重要な設備であり、設備等に異常が生じるなどの緊急事態に対応するため、年間保守契約を締結する必要があるが、3月18日の入札が不調となったことから、故障時の対応や部品の調達等の早急な対応が可能な本設備の開発・施工業者である富士通ネットワークソリューションズ(株)中国事業所と随意契約するものである。 | 第8号 | |
| 15 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | テレメータ・放流警報設備点検 | 令和4年4月1日 | 富士通ネットワークソリューションズ(株)中国事業所 広島県広島市中区紙屋町1-2-22 | 1,452,000 | 三室川ダムテレメータ・放流警報設備は、適正なダム管理に必要な水位情報等の収集及びダム下流への警報を行うために設置している必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。 なお、本設備はダム管理上重要な設備であり、設備等に異常が生じるなどの緊急事態に対応するため、年間保守契約を締結する必要があるが、3月18日の入札が不調となったことから、故障時の対応や部品の調達等の早急な対応が可能な本設備の開発・施工業者である富士通ネットワークソリューションズ(株)中国事業所と随意契約するものである。 | 第8号 | |
| 16 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | テレメータ・放流警報設備点検 | 令和4年4月1日 | 東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店 大阪府大阪市中央区本町4-2-12 | 1,815,000 | 高瀬川ダムのテレメータ・放流設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態を維持する必要がある。 なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店を契約相手方とするものである。 | 第2号 | |
| 17 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | テレメータ・放流警報設備点検 | 令和4年4月1日 | 東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店 大阪府大阪市中央区本町4-2-12 | 4,400,000 | 千屋ダムテレメータ・放流警報設備は、適正なダムの管理に必要な気象情報の収集及び放流時の下流への警報を行うために設置している必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。 なお、本設備を制御・監視するシステムは開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより特殊性を有することから、システム故障時の対応や部品の調達等の早急な対応が可能な本設備のシステム開発・施工業者である東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店と随意契約するものである。 | 第2号 | |
| 18 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 流入予測システム年間保守業務 | 令和4年4月1日 | (一財)日本気象協会関西支社 大阪府大阪市中央区南船場2-3-2 | 2,453,000 | 河本ダムの流入予測システムは、適正なダム管理を行うために必要不可欠なシステムであり、常に正常な状態に維持する必要がある。 本システムは構築業者が、降雨予測及び流入解析について独自のプログラムにより構築し、システムハード(機器)の管理も行っている。そのため、保守業務を円滑かつ確実に履行することができるのは、本システムの構築業者に限定されることから、(一財)日本気象協会関西支社を契約相手方とするものである。 | 第2号 | |

令和4年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額(円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号 | 備考 |
|-----|-----------------------|---------------------|----------|--|-------------------------------|---|-------------------------|----|
| 19 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 管理用制御処理設備等点検 | 令和4年4月1日 | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)西日本社 大阪府大阪市淀川区宮原4-5-41 | 1,650,000 | 高瀬川ダムのダム管理用制御処理設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態を維持する必要がある。 また、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有し、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されるため、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)西日本社を契約相手方とするものである。 | 第2号 | |
| 20 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 管理用制御処理設備点検 | 令和4年4月1日 | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)西日本社 大阪府大阪市淀川区宮原4-5-41 | 1,980,000 | 千屋ダム管理用処理設備は、適正なダム管理に必要な気象・堤体情報の収集及び、洪水調節時の高水管理及び平常時の低水管理のためのゲート操作、ダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態に維持する必要がある。 なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)西日本社を契約の相手方とするものである。 | 第2号 | |
| 21 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 管理用制御処理設備点検 | 令和4年4月1日 | 東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店 大阪府大阪市中央区本町4-2-12 | 1,474,000 | 三室川ダムの管理用制御処理設備は、適正なダム管理に必要なダム諸量の観測、演算処理、警報制御及び表示等を行う必要不可欠な設備であり、常に正常な状態を維持する必要がある。 なお、本設備は開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより、設計が大きく異なる特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行することができるのは、本設備の施工業者に限定されることから、東芝通信インフラシステムズ(株)関西支店を契約相手方とするものである。 | 第2号 | |
| 22 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 多重無線設備点検 | 令和4年4月1日 | 日本電気(株)岡山支店 岡山県岡山市北区下石井2-2-5 | 1,133,000 | 千屋ダムの多重無線設備は、ダム情報等を佐武佐山中継局経由で県庁等へ送受信する重要な防災施設である。 なお、本設備は開発メーカー独自の無線システムにより特殊性を有するため、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行できるのは、本設備の施工業者に限定されることから、日本電気(株)岡山支店を契約相手方とするものである。 | 第2号 | |
| 23 | 備中県民局 高梁川ダム統合管理事務所 | 多重無線設備点検 | 令和4年4月1日 | 日本電気(株)岡山支店 岡山県岡山市北区下石井2-2-5 | 1,045,000 | 高瀬川ダムの多重無線設備は、ダム情報等を佐武佐山中継局を経由し、県庁等へ送信する重要な防災施設である。 なお、本設備は開発メーカー独自の無線システムにより特殊性を有し、本体の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行できるのは、本設備の施工業者に限定されることから、日本電気(株)岡山支店を契約相手方とするものである。 | 第2号 | |
| 24 | 美作県民局建設部 工務第二課 | 単県 道路工事(トンネル排水中和処理) | 令和4年4月1日 | (株)森脇興業 久米郡美咲町西593 | 4,565,000 | 左記業者は、国道429号旭バイパス江与味第二トンネルの中和処理装置を設置し、トンネル工事期間中において中和処理を実施し、工事完了後も継続して設備の維持管理を行っており、また地元業者であることから現地の状況に精通しており、機械の故障時などの緊急時においても迅速な対応が可能であること、また、左記業者以外に委託することは、設備の撤去、再設置等に係る費用が高額となり競争入札によることが不利と認められるため、随意契約を締結するものである。 | 第6号 | |

令和4年4月契約締結分

| No. | 事業実施課所 | 契約に係る業務名 | 契約締結年月日 | 契約の相手方の 名称及び所在地 | 契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む〕 | 随意契約の理由 | 地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号 | 備 考 |
|-----|-----------------------|--------------------------|-----------|--|-----------------------------------|--|---|-----|
| 25 | 美作県民局建設部 津川ダム管理事務所 | 単県 津川ダム（ダム情報処理設備等保守点検業務） | 令和4年4月1日 | パナソニックシステムソリューションズジャパン（株）西日本社 大阪府大阪市淀川区宮原4-5-41 | 2,200,000 | 本業務は、ダム情報処理設備等の保守点検を実施するものであり、当該設備は、開発メーカー独自のコンピュータープログラムにより設計が大きく異なる特殊性を有するため、設備の点検やその運用に係る支援を円滑かつ確実に履行できるには、当該設備の開発および施工業者である左記業者のみであり、契約の相手方が特定されることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 | 第 2 号 | |
| 26 | 美作県民局建設部 津川ダム管理事務所 | 単県 津川ダム（ダム取水・放流設備保守点検業務） | 令和4年4月18日 | 三井造船特機エンジニアリング（株） 玉野市玉3-1-1 | 2,355,100 | 本業務は、ダムの取水及び放流設備の保守点検業務を実施するものであり、各設備をダムと一体とみなした業務履行上の経験や知識を特に必要とする業務であるため、当該設備の点検や緊急時の対応を円滑かつ確実に履行できる者は、当該設備の設計、施工を一体的に行い、構造等に精通している左記業者のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 | 第 2 号 | |